

【フラット35】融資対象拡大！

土地区画整理事業地内の保留地が 融資の対象となりました。

取扱開始日：平成 19 年 6 月 1 日資金お受取り分から

【フラット35】保留地ローン取扱いの概要

- 1 住宅金融支援機構と覚書を締結した事業主体が施行する土地区画整理事業の保留地予定地が融資の対象となります。

覚書には主に次の内容を規定しています。

保留地売買契約に規定してある譲渡禁止特約を解除していただきます。

保留地譲受権・使用収益権に対して住宅金融支援機構を権利者とする譲渡担保を設定し、保留地売買契約解除時の代金返還請求権へ質権を設定します。

に対する第三者対抗要件を具備するため、「譲渡担保・質権設定承認申請書」を施行者に提出し、承認していただきます。

土地区画整理法及び同法施行規則に基づき、「借地権以外の権利の申告書」を提出しますので、保留地台帳に権利関係を登録していただきます。

換地公告時に住宅金融支援機構を抵当権者とする抵当権設定登記に協力していただきます。

- 2 【フラット】35と同様の商品性です。

最長35年、全期間固定金利の住宅ローンです。資金のお受取り時に返済終了までの金利・返済額が確定します。

建設費と保留地購入費の9割まで借入れが可能です（保留地購入費用のみの融資は行いません。）。融資額は100万円以上8,000万円以下（1万円単位）となります。

住宅ローンで通常必要となる保証料、繰上返済手数料がかかりません。

ご返済中に繰上返済や返済条件の変更を行う際も、手数料は一切いただきません。

独自の基準で住宅の質を確保します。

ご返済中も安心サポートします。

